

# 特定母樹の指定・配布状況について

## 1. はじめに

「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」(間伐等特措法)(平成20年法律第32号 最終改正:令和3年法律第15号)では、特に成長に優れ、花粉量が一般的なスギやヒノキに比べて概ね半分以下のものを、農林水産大臣が「特定母樹」として指定し、その増殖の実施の促進を図ることとされています。

林木育種センターでは、都道府県と認定特定増殖事業者(都道府県知事が認定した民間事業者等)による採種穂園の造成等の目的のため、特定母樹の原種を配布しておりますので、ご紹介いたします。

## 2. 特定母樹の指定状況

制度が開始された平成25年度から令和3年度末までに、林木育種センターが開発したエリートツリー等の中から、特定母樹指定基準を満たした382系統が農林水産大臣から特定母樹に指定されています。そのうちの約8割がエリートツリーから選ばれています(表1)。

なお、県から選抜され特定母樹に指定された系統数と合算した全国での総計は456系統です。

表1 特定母樹の指定状況(系統数)

育種基本区	スギ	ヒノキ	カラマツ	トドマツ	合計
北海道			1	29 (29)	30 (29)
東北	85 (45)		18 (18)		103 (63)
関東	40 (40)	17 (17)	62 (62)		119 (119)
関西	50 (50)	40 (40)			90 (90)
九州	39 (18)	1 (1)			40 (19)
合計	214 (153)	58 (58)	81 (80)	29 (29)	382 (320)

(注1)各欄下段の( )内の数値はエリートツリー数で内数  
(注2)カラマツのうち、北海道はグイマツ

## 3. 特定母樹の原種苗木の生産と配布状況

林木育種センターでは、都道府県等から要望のあった特定母樹等について、原種苗木の生産配布を行っています。スギ、ヒノキは、要望のあった特定母樹等の穂木を林木育種センター内に植栽している個体から採取し、つぎ木やさし木により、増殖を行っています。カラマツは、長野増殖保存園(長野県御代田町)内に植栽している特定母樹等の個体から採穂を行っています。また、増殖した全ての原種苗木についてラベルを表示するとともに、苗木1本1本から試料(葉)を採取し、DNA鑑定を行い、系統を確認した上で都道府県等に配布するなど、系統管理の徹底を図っています。

特定母樹の原種については、平成25年から令和3年度までの9年間に全国で約56千本を配布しています。内訳はスギ約40千本、ヒノキ約8千本、カラマツ約4千本、グイマツ約4千本です。

また、毎年度に配布本数の3~4割を認定特定増殖事業者に配布しています(図1)。

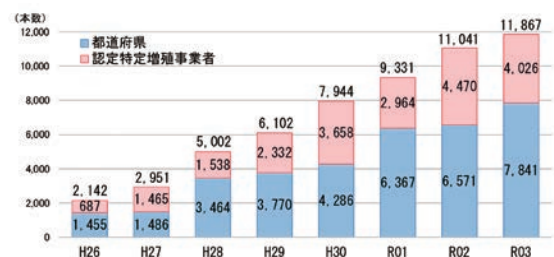


図1 特定母樹の原種配布本数の推移

## 4. 今後について

新たな森林・林業基本計画において、カーボンニュートラルの実現のため、引き続き間伐等特措法に基づきエリートツリー等で再造林を行うこと等が掲げられています。

林木育種センターでは開発したエリートツリー等の中から、今後も特定母樹に申請し特定母樹を普及することで貢献してまいります。

(指導普及・海外協力部 指導課 澤村 高至)